

京都市告示第 37 号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、一部諸室の供用停止について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年4月1日

京都市長 門川 大作

1 供用を停止する日

令和2年4月1日（水）から当面の間

2 供用を停止する諸室

プール、卓球室、アーチェリー場、トレーニング室、研修室、会議室1、会議室2及び会議室3

(保健福祉局障害保健福祉推進室)